解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十九日

鳥取県鳥取市立川町二丁目二三七番地

医療法人岸田内科医院

清算人　岸田　剛一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十一月二十六日開催の総会並びに群馬県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十九日

群馬県藤岡市鬼石一四六番地二

医療法人伊東歯科医院

代表清算人　伊東　俊之

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月三十一日調布市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十九日

東京都調布市富士見町三丁目二一番地三

調布富士見町住宅マンション建替組合

代表清算人　多田　陽子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月三十一日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十九日

新潟市中央区女池上山二丁目一七番一四号

女池上山土地区画整理組合

代表清算人　大坂　正人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月一日開催の社員総会の決議並びに茨城県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十九日

茨城県桜川市本木一六〇〇番地

医療法人社団千勝医院

清算人　千勝　征生

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日栃木市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十九日

栃木県栃木市大宮町一六四八番地三

社会福祉法人おおみや保育センター

清算人　船田　弘和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区北一四条西一丁目一番地、最後の住所札幌市北区太平一二条七丁目三番七号　被相続人　亡　瀧　外次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

札幌市中央区北一条西七丁目一番地廣井ビル四階E　青天法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　智大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍なし、最後の住所札幌市南区簾舞三条六丁目二番五号　被相続人　亡　田畑　良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

札幌市中央区大通西一三丁目四番　札幌ＡＢＥビル四階　野田信彦法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　正佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市仲町二丁目三番、最後の住所宮城県気仙沼市仲町二丁目三番三〇号　被相続人　亡　森谷　和郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

事務所　宮城県気仙沼市新町四番三号　司法書士吉田博文事務所

相続財産管理人　吉田　博文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市宮城野区銀杏町二三番地、最後の住所仙台市宮城野区平成一丁目一〇番三号　被相続人　亡　庄司　正志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

仙台市青葉区大町一丁目一番八号第三青葉ビル九階ことぶき総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩田摩美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市扇町一二二番地、最後の住所福島県会津若松市東千石一丁目七番二〇号　被相続人　亡　滝口　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル

相続財産管理人　弁護士　小池　達哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県猿島郡境町一一五五番地一一六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石墳　春美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

茨城県猿島郡境町二二七八番地

相続財産管理人　司法書士　酒井　亮平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市飯塚四丁目二五五番地、最後の住所埼玉県川口市大字源左衛門新田二七八番地の二　グループホームひまわり　被相続人　亡　木村　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

埼玉県さいたま市浦和区東高砂町二―三　プリムローズビル三階Ｄ　河野邦広法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河野　邦広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武郡九十九里町小関一三九六番地、最後の住所千葉県東金市福俵四八二番地七　被相続人　亡　村井　昌尚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十九日

事務所千葉市中央区新宿二丁目二番九号　ひぐらしビル二〇一号　今井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　今井　丈雄

第10期決算公告　平成28年4月19日

東京都渋谷区神宮前六丁目10番9号
原宿董友ビル4階

MNG JAPAN株式会社

代表取締役
イサック・アンディク・エルマイ

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	302
	固定資産	303
	合計	605
負債及び純資産の部	流動負債	479
	負債の部合計	479
	株主資本	126
	資本金	460
	利益剰余金	△334
	（その他利益剰余金）	（△334）
	純資産の部合計	126
	合計	605

注）当期純利益　6百万円